

食品の表示制度に関する懇談会意見ペーパー

平成14年6月19日
全国農業協同組合中央会
常務理事 中村 祐三

食品表示の目的は、消費者が食品の安全性・品質を確認し、食品を選択することができるようになりますことであり、そのためには、消費者にとって必要な情報がわかりやすく表示されていること、また事業者が現実的に表示しやすい仕組みであること、が必要です。そうした観点から、食品表示制度に関して以下の点が重要と考えます。

1. 表示制度全般について

食品表示では、消費者にとって必要な情報がわかりやすく表示されていることが必要です。こうした観点から、消費者にとって何が本当に必要な表示項目かについて、検討する必要があると考えます。

なお、「消費者にとって必要な情報のわかりやすい表示」を実現するためには、他方で事業者が実際に表示しやすい仕組みとすることも重要なことで、表示項目の検討の際には、併せて、現実的に可能な表示方法を模索する必要があると考えます。

食品の表示制度については、法令が守られていないケースが多く見られ、制度内容の国民への周知が行き届いていない面があり、行政の相談・指導体制の充実が必要と考えます。特に、食品表示に関わる法律としてJAS法・食品衛生法等があり、二重行政の弊害も指摘されるところもあり、行政の窓口機能を一本化して、ワンストップ・ショッピング方式で対応することが必要と考えます。

2. 加工食品の表示について

すでに一部の加工食品で原料原産地表示が導入されてきていますが、今後も、個別品目ごとに、消費者の関心の度合い等を勘案しつつ、加工食品の原料原産地表示を導入する方向で検討をすすめるべきと考えます。

牛など飼養地が変わるもの、茶など中間製品の状態で移動するもの等の原産地表示について、一定のガイドラインや自主基準等が必要かどうか検討すべきと考えます。

なお、今後検討する場合には、産地の意見も聴取する必要があると思います。

加工品であっても、容器に入れられていないもの、包装なしでばら売りする場合などは表示の義務がないことになっていますが、それで消費者の関心にこたえられているのかどうか、検討する必要があると思います。

偽装表示の問題が、食品の加工・流通過程から生じていることから、加工・流通に対する監視体制を強化することが重要と考えます。

3. 表示の優良誤認を避けるためのガイドラインについて

表示の優良誤認が生じないよう、国として一定のガイドラインを示すことが重要ではないかと考えます。そのほうが、消費者にとってわかりやすく、また生産者、加工・流通業者にとっても誤認を極力回避できることにつながります。

4. 地場流通に関する表示の特認について

特定の流通形態や品目に関しては、必ずしも全国一律の表示規制をかける必要がない場合もあると考えます。特に、ファーマーズ・マーケットなど顔の見える関係の地場流通販売については、消費者の権利が尊重されることを基本としつつ、例えば市町村長の特認の形で独自の表示規制を行うことができるような仕組みについて、検討する必要があると考えます。

以上